■給与支払報告書(個人別明細書)の書き方■

■住所欄は、給与の支払いを受ける方の、令和6年1月 1日現在の住所を本人に確認のうえ、番地・方書まで詳 細に記入してください。

■摘要欄

◇控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族 のうち、5人目以降の方の氏名を記入してください。 この場合、氏名の前には括弧書きの数字(例;(1)) を付し、「備考」の欄に記載する個人番号との識別 ができるようにしてください。16歳未満の扶養親族 は、氏名に続けて「(年少)」と記入してください。

◇年末調整をした方で、他の支払者の給与を合算 している場合は、その支払者名、所在地、支払金 額、社会保険料額、源泉徴収税額について記入し てください。

◇その他、連絡事項等

(例)訂正分、再提出分 など

◇普诵徴収申請者の場合は、「(摘要)」欄に必 ず普通徴収申請書記載の略号(A~G)を記入し てください。(例: 普F など)

■社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の 合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の 額は、上段に内書きしてください。

■個人番号について

平成28年分以降に提出する給与支払報告書には、 個人番号又は法人番号の記載が必要となっており ます。

·受給者·支払者

市町村·税務署提出用 記載〇 受給者交付用 記載×

・控除対象配偶者及び控除対象扶養親族 市町村·税務署提出用 記載〇

受給者交付用

・16歳未満の扶養親族

市町村提出用 記載〇 記載× 税務署提出用 記載× 受給者交付用

記載×

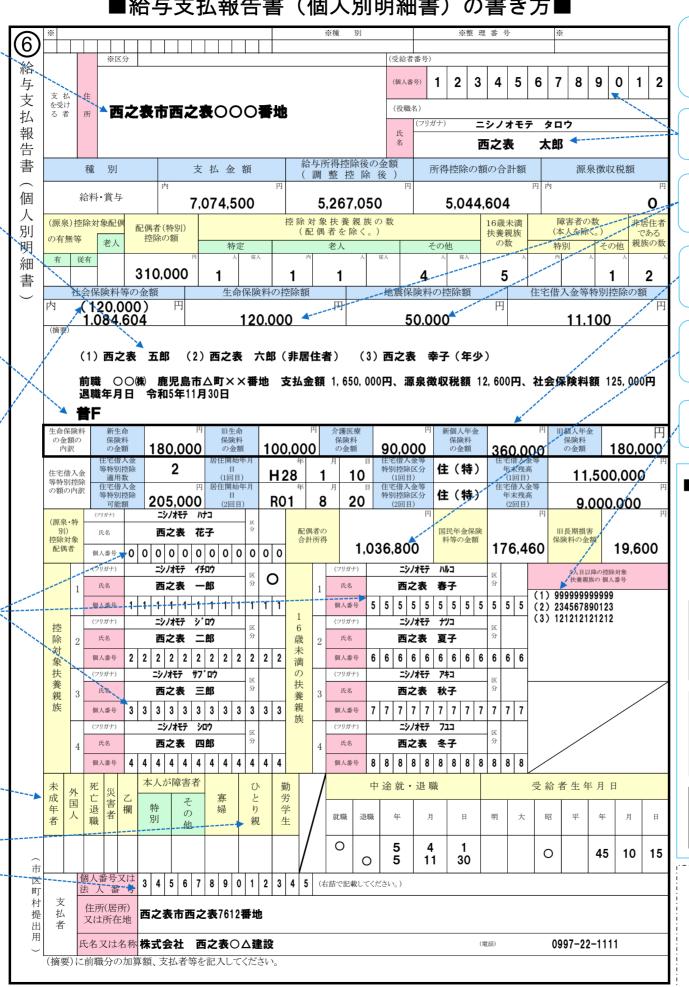
■令和4年分から未成年の対象年齢が20歳未満から 18歳未満になりました。 平成18年1月3日以降生まれの方

■令和2年分から「未婚のひとり親」に対する控除が追 加されました。

■支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

■提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告 書を作成し、「訂正分」と朱書きし、訂正内容を明記し て再提出してください。

■個人別明細書は、1人につき1部作成し、総括表と 普通徴収申請書を付けて提出してください。



■年末調整をした場合のみ記入する欄

「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「配偶者特別控除の 額」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「各保 険料の金額 | 欄

■個人番号の記載が必要です。

氏名は正確に記載し、必ずフリガナを付けてください。姓と名の間は1文字空けてください。

- ■生命保険料と地震保険料の控除額を記入してください。 ·生命保険料控除額 (最高120,000円)
- ■令和5年中に支払いのあった各保険料の支払金額を必ず記入してください。
- ・旧制度:平成23年12月31日以前に加入した契約
- ·新制度:平成24年 1月 1日以降に加入した契約

■配偶者の合計所得欄

配偶者に所得がある場合に記入してください。 ※収入金額ではなく、所得金額で記入してください。

■「摘要」欄に記入した、5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の「個人番 号」を記入してください。

■扶養親族等の記載例



①(源泉)控除対象配偶者

控除の対象となる配偶者を有している場合は ○印を記入。その配偶者が70歳以上であれ ば、「老人」にも〇印を記入してください。

②配偶者(特別)控除を受ける場合

配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を 記入してください。

※平成30年分から控除適用要件の改正あり

③特定扶養親族

平成13年1月2日~平成17年1月1日までの 間に生まれた方の人数を記入してください。

④老人扶養者(70歳以上の方)

昭和29年1月1日以前に生まれた方。 「内」欄には、同居している直系尊属の人数 を記入してください。

⑤その他

一般扶養者(16歳から18歳及び23歳から 69歳)の人数を記入してください。

⑥16歳未満扶養親族

平成20年1月2日以降に生まれた方の人数 を記入してください。

⑦特別障害者及び普通障害者の人数を記 入してください。特別障害者については、同 居している場合は、「内」欄にも人数を記入し てください。

詳しい給与支払報告書の記載方法については、 国税庁作成の「令和5年分 年末調整のしかた」をご覧ください。

国税庁ホームページでもご覧いただけます。

刊行物等>パンフレット・手引>源泉所得税関係>源泉徴収全般>令和5年版 年末調整のしかた 刊行物等>パンフレット・手引>法定調書関係>令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の 法定調書の作成と提出の手引